

投資信託 NISA口座の「みなし廃止」について

平素より、埼玉りそな銀行をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2021年度税制改正により、当社に開設いただいているNISA口座が下記の要件に該当する場合は、2022年1月1日に非課税口座廃止届出書を提出いただいたものとみなして、廃止させていただきます。

なお、これらの口座における投資信託(特定口座・一般口座)のお取引は、従来どおり行うことができます。引続き、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

【みなし廃止対象のNISA口座】

・2021年12月31日時点で、①～③すべてに該当する当社NISA口座

- ①2017年以前にNISA口座を開設している
- ②2017年の非課税枠が設定されている
- ③2018年以降の非課税枠が設定されていない

なお、当社にてNISA口座の利用をご希望の場合は、改めてNISA口座開設のお申込手続きをお願いいたします。

2018年以降、他社においてNISA口座の利用をされていないお客さまは、当社[ホームページ](#)からの資料請求によりお申込みいただけます。

▶ 資料請求は[こちら](#)から

2018年以降、他社においてNISA口座を利用されたお客さまは、最寄りの営業店でお手続きをお願いいたします。